

社会福祉法人 円 役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 円 定款第8条1項の規定に基づき役員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額等)

第2条 役員の報酬の支給範囲及び額は、その職務権限、責任の程度、勤務の態様などを総合的に勘案して

決定するものとし、月額報酬制にあつては月額20万円、日額報酬制にあつては日額1万円を超えない範囲内において、理事会の議決を経て理事長が定める。

2 報酬の財源は、法人本部会計の運用財源をもって充てる。

3 報酬の支給方法については、職員の給料支給の例による。

(補則)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は平成18年3月29日から施行する。